

小 学 校 消 防 用 設 備 点 検 業 務 仕 様 書

点検業務について、技術員を派遣して消防法第17条の3の3、同法施行規則第31条の6に則り外観機能点検と総合点検をそれぞれ年1回行うもの
実施時期は概ね外観機能点検を8月31日、総合点検を3月20日までに実施するもの。

外観点検

・消防用設備の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防用設備の書類等に応じ、告示で定める基準に従い確認すること

機能点検

・消防用設備の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防用設備の種類等に応じ、告示で定める基準に従い、確認すること

総合点検

・消防用設備の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備を使用することにより、当該消防用設備の総合的な機能を消防用設備に応じ、告示で定める基準に従い確認すること

点検箇所

市内小学校7校

稲梓小学校
稲生沢小学校
白浜小学校
浜崎小学校
下田小学校
大賀茂小学校
朝日小学校